

都心軸沿線における景観保全型広告整備地区の指定に向けた基本方針（案）

1 景観保全型広告整備地区指定の趣旨

新幹線開業により都心軸沿線における屋外広告物等の設置需要が高まる中で、現在の洗練された風格と魅力ある通り景観を保全し、より良くするため、都心軸沿線を本市初の「景観保全型広告整備地区」として指定し、屋外広告物等について新たな基準を策定します。

景観保全型広告整備地区とは

市内でも特に良好な景観を目指す地域を地区指定し、当該地区の景観特性を踏まえ、対象とする屋外広告物等を絞って望ましい表示や設置の方法に関する詳細かつ確かな基準を定めるものです。指定した地区内で屋外広告物等の新設、改修等を行う場合は、下記基本方針に適合していただくとともに、全件「届出」が必要となります（敷地内の屋外広告物等の表示面積の合計が10㎡を超える場合は、従来どおり「許可申請」が必要であり、その場合には「届出」を省略することができます）。

2 景観保全型広告整備地区指定の考え方

屋外広告物等の表示又は設置に関する基本方針（基本構想及び位置、形状などの表示の方法に関する事項）を定めます。

【基本方針（案）】

① 基本構想

都心軸沿線では、住民、事業者及び関係機関が協力し、近接する伝統環境との調和を保ちながら、金沢の玄関口にふさわしい景観の形成を図ってきた。

特に屋外広告物等については、良質な建築物や緑化空間と調和するよう配慮がなされてきた結果、洗練された風格と魅力ある近代的な通り景観を形成している。

この優れた通り景観の保全、さらなる魅力向上のために、屋外広告物等の表示及び設置に関する事項を定め、新設、改修等の際には、住民、事業者及び関係機関が相互の協力をより深め、取り組んでいくこととする。

② 屋外広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

・内容については、別紙を参照してください。

3 これまでの取組と今後の予定

(1) 都心軸沿線の事業者・住民の方々との意見交換会を開催

平成30年1月	第1回	施策の必要性について
8月	第2回	対象とする屋外広告物等及び基準（素案）について
令和元年5月	第3回	指定区域、基準（案）及び届出制について

(2) 運用開始（予定）

地区指定について告示の上、令和元年度中の運用開始を予定

■ 指定地区（案）

- ・都心軸の道路境界から10mの範囲に含まれる敷地（土地・建物等）全体を地区指定。
- ・ただし、都心軸から視認できない屋外広告物等（建物の裏側に設置するものなど）は、基準の対象外とします。

